

令和 7 年度玉名横島海岸保全事業

現場発生材（鉄くず）売扱

仕 様 書

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

第1章 総則

この仕様書は、玉名横島海岸保全事業により不用となった鉄くず（以下、「物品」という。）の売扱に伴う仕様を示したもので、売買及び引渡しに当たっては、売買契約書によるほか、この仕様書によるものとする。

なお、売扱者には売扱者が指定する担当職員、また買受者には買受者が指定する使用人を含むものとする。

第2章 売却内容

1 品目及び重量

仕様書別紙1「数量表」のとおり

注）数量表の重量は実測重量であるが、鋼管についてはコンクリートを含む重さである。

なお、さび等による損耗が見込まれるため買受者は十分に現物確認を行った上で入札すること。ただし、現物確認を入札条件とするものではない。

また、契約の締結後、重量の不足、その他隠れた瑕疵のあるところを発見しても、契約金額の減額もしくは、損害賠償の請求または、契約の解除をすることができない。

2 引渡期限

売買契約書第3条の売買代金納入の日から令和8年3月27日まで

3 引渡場所

熊本県玉名市横島町地内

4 所有権の移転

物品の所有権は、買受者が売買契約書第4条第3項の引き渡しが完了したときに売扱者から買受者に移転するものとする。

第3章 搬出作業

1 諸法規の遵守

諸法規を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。

2 使用する車両

運搬車両は10tトラック以下とする。

3 作業計画

買受者は搬出作業を行うに当たって事前に売扱者へ作業計画書を提出するものとする。

4 搬出費用の負担

搬出等に伴う責任と費用は、一切買受者の負担とする。

5 公共物等への損傷

買受者自ら公共物等を損傷させた場合には、買受者の責で措置をすること。

第4章 物品の引渡し

1 遵守事項

買受者が物品を引き取る時は、売買契約書第4条に定める事項を遵守すること。

2 その際に提出する「物品受領書」は仕様書別紙2のとおりとする。

第5章 その他

1 疑義の取り扱い

この仕様書に定めなき事項については、売払者と買受者は信義をもって協議すること。

別紙 1

令和 7 年度玉名横島海岸保全事業現場発生材（鉄くず）売扱

【数量表】

品名	規格等	主要材質	数量	単位	重量 (kg)	備考
鉄くず	鋼矢板	鋼製	1	式	122,342	L=8.4~8.7m 78枚 L=3.9~4.3m 134枚 L=8.5m 9枚
	鋼管	鋼製	1	式	96,098	φ600 L=4.4~4.6m 40本 (コンクリート含む重量)
	タイワイヤー	鋼製	1	式	2,673	ゴム被覆 F50T、F40T
	チャンネル他	鋼製	1	式	437	L=7.3m
	その他鋼材	鋼製	1	式	7,264	
	その他鋼材	ステンレス	1	式	76	
				合計	228,890	

【保管場所】

熊本県玉名市横島町地内

別紙2

物 品 受 領 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

九州農政局玉名横島海岸保全事業所長

太田 恭宏 殿

住 所

会社名等

氏 名

件 名 令和7年度玉名横島海岸保全事業現場発生材（鉄くず）売扱

令和 年 月 日 契約締結した上記売買契約について、下記のとおり受領しましたので、
売買契約書第4条第3項に基づき物品受領書を提出します。

記

1 受領年月日 令和 年 月 日

2 受領物品内訳 別紙内訳書のとおり